

課 長	グループ長	課 僚	担 当

磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年5月18日（月） 午後2時00分から
- 2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室
- 3 出席委員 1番 鈴木 則和 2番 佐野 一正 3番 角田 誠哉
9番 大箸千賀子
10番 鈴木 茂仁 11番 澤田 和孝 12番 大橋 安男
13番 村田 暢之 14番 石野 計美 15番 藤原 隆
16番 田中 昌孝 17番 池田 藤平 18番 鈴木 陽介
19番 安田 正晃
- 4 欠席委員 4番 鈴木 孝尚 5番 鈴木 千智 6番 溝口 貴也
7番 石川 良二 8番 小城 寿子
- 5 議事日程
第1 議事録署名人の指名
第2 会議書記の指名
第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可について
議案第4号 農地法第4条の規定による許可について
議案第5号 事業計画変更承認について
議案第6号 農地法第5条の規定による許可について
報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 事務局出席者 新井課長 石川主査 川口主任 市川主事
- 7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから5月定例会を開会いたします。在任委員19名中15名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

の排水をしないことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時転用に該当し、(一時的な利用に供するために行うものであって)、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、元の農地に復元し、適正管理する誓約書及び耕作管理計画書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

委員)

の耕作者と作目は、

事務局)

が農地復元後、がを耕作します。

委員)

今まで耕作していたのは誰ですか。

事務局)

がを耕作していました。

議 長)

の農地は耕作できる状態にしてください。

事務局)

わかりました。

議 長)

他に質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第6号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。
事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和8年5月18日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、東部地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。申請地「西島[]」、地目田、面積[]です。売買による所有権移転の案件です。売買総額は、[]円です。

譲渡人は、東京都[]、[]、譲受人は、磐田市[]、[]、自作地[]、借入地[]です。

譲受人は、[]や[]の栽培を行う認定農業者です。自作地近傍の当地を取得し、経営基盤の拡大を図りたく申請します。取得後は、水稻の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、竜洋地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。申請地「竜洋中島[]」、地目田及び畑、面積[]です。売買による所有権移転の案件です。売買総額は、[]です。([]円/10a)

譲渡人は、東京都[]、[]、譲受人は、磐田市[]、[]、自作地[]、借入地[]です。

譲受人は、[]や[]の栽培を行う兼業農家です。自作地近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく申請します。取得後は、水稻及びキャベツの栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号3番、豊岡地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。申請地「敷地[]」、地目田、面積[]です。売買による所有権移転の案件です。売買総額は、[]円です。([]円/10a)

譲渡人は、愛知県[]、[]、譲受人は、磐田市[]、[]、自作地[]、借入地[]です。

譲受人は、主に農業法人[]として[]や[]の栽培を行う専業農家です。自作地近傍の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく申請します。台帳地目は田ですが現況は畑になっており、取得後はさつまいもの栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第3号「農地法第3条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可について」を議案として上程します。
事務局より説明を求めます。

議案書2ページをご覧ください。案内図及び配置図は1ページから2ページをご覧ください。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにする農地法第4条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和8年5月18日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、豊田地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。

申請地「東原[]」、地目畑、面積[]です。

申請人は、富士市[]、[]、転用目的は、自己用住宅[]棟[]です。都市計画法の「やむをえない敷地の拡大」の許可地です。申請人は、アパートに居住していますが、自己用住宅を持ちたく、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲に見切りを設置し、汚水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに[]側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、他地目一体に該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第6号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

次に、議案第5号「事業計画変更承認について」を議案として上程します。
事務局より説明を求めます。

事 務 局)

議案書3ページをご覧ください。案内図及び配置図は3ページから4ページをご覧ください。

議案第5号「事業計画変更承認について」、農地法により転用許可された後、事業計画変更の申請が次のとおり申請があったので承認を求めます。

令和8年5月18日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。申請地「向笠新屋■■■■■」、地目畑、面積■■■■■です。

申請人は、今之浦■■■■■、■■■■■、変更目的は、令和■■年■■月に、令和■■年■■月■■日まで一時転用許可を受け、■■■■■増築工事のための仮設事務所および駐車場などで使用中ですが、工事が長引き完成が遅れるため、やむなく工期延長したく申請するものです。

申請人は、市内に本店住所を置き、■■■■■を営む法人です。

転用期間につきましては、当初許可日から令和■■年■■月■■日までの期間でしたが、令和■■年■■月■■日までに延長することになります。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時転用に該当し、(一時的な利用に供するために行うものであって)、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであり、かつ、事業計画変更承認申請では、変更後の転用事業が変更前事業と同程度、またはそれ以上に必要性があり、計画実行が確実と認められること等の要件に該当することから、承認相当と判断いたします。

次に、整理番号2番、案内図及び配置図は5ページから6ページをご覧ください。

北部地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。

申請地「向笠新屋■■■■■」、地目畑、面積■■■■■です。

申請人は、今之浦■■■■■、■■■■■、変更目的は、令和■■年■■月に、令和■■年■■月■■日まで一時転用許可を受け、■■■■■増築工事のための工事車両駐車場として使用中ですが、工事が長引き完成が遅れるため、やむなく工期延長したく申請するものです。

申請人は、市内に本店住所を置き、■■■■■を営む法人です。

転用期間につきましては、当初許可日から令和■■年■■月■■日までの期間でしたが、令和■■年■■月■■日までに延長することになります。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時転用に該当し、(一時的な利用に供するために行うものであって)、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供すること

が必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであり、かつ、事業計画変更承認申請では、変更後の転用事業が変更前事業と同程度、またはそれ以上に必要性があり、計画実行が確実と認められること等の要件に該当することから、承認相当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第6号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。

事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書4ページをご覧ください。案内図及び配置図は7ページから8ページをご覧ください。

議案第6号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和8年5月18日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。

申請地「見付■■■■■」、地目畑、面積■■■■■です。使用貸借の権利設定の案件です。

貸人は、見付■■■■■、■■■■■、借人は、上岡田■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、分家住宅■棟■■■■■です。

借人は、アパートに居住していますが、何かと手狭になり、自己用住宅を持ちたく、■■の■■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲に見切りを設置し、汚水は合併浄化槽を経由し雨水とともに■■側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。案内図及び配置図は9ページ

から 10 ページをご覧ください。

申請地「大久保 []」、地目畑、面積 [] です。使用貸借の権利設定の案件です。

貸人は、大久保 []、[]、借人は、岩井 []、[]、[]、転用目的は分家住宅 [] 棟 [] です。

借人は、アパートに居住していますが、自己用住宅を持ちたく、[] の [] に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。汚水は合併浄化槽を経由し雨水とともに [] 側道路を横断し [] の水路へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第 1 種農地の不許可の例外にあたる、にじみ出しに該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号 3 番、東部地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。案内図及び配置図は 11 ページから 12 ページをご覧ください。

申請地「大立野 []」、地目田、面積 []、外 [] 筆、合計面積 [] です。売買による所有権移転の案件です。売買総額は [] 円です。

譲渡人は、大立野 []、[]、譲受人は、大立野 []、[]、[]、転用目的は、駐車場です。

譲受人は、市内で [] を営む法人ですが、駐車スペースが不足するため、自己所有地の [] 側農地に駐車スペースを確保するべく申請するものです。

駐車場の規模や配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。[] 側水路との境界に柵版を設置し土砂の流出を抑え、雨水は U 字溝及び [] 側水路へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が 40% を超えることから、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断致します。

議案書 8 ページをご覧ください。案内図及び配置図は 15 ページから 16 ページをご覧ください。

整理番号 5 番、福田地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。

申請地「大原 []」、地目田、面積 [] です。使用貸借の権利設定の案件です。

使用貸人は、大原 []、[]、使用借人は、海老塚 []、[]、[]、転用目的は、分家住宅 [] 棟 [] です。

借人は、市内のアパートに居住していますが、何かと手狭となり、自己用住宅を持ちたく、[] の [] に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。汚水は公共下水道に接続し、雨水は [] 側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、相当数の街区を形成している区域内の農地であることから、第 2 種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

整理番号 6 番、豊田地区、申請地、申請人は、議案書のとおりです。案内図及び配置図は 17 ページから

18 ページをご覧ください。

申請地「上新屋 ■■■■■」、地目田、面積 ■■■■■ です。売買による所有権移転の案件です。売買総額は ■■■■■ 円です。

譲渡人は、東京都 ■■■■■、■■■■■、譲受人は、上新屋 ■■■■■、■■■■■、転用目的は、排水施設設置です。

譲受人は、昭和 ■■■ 年に上新屋 ■■■■■ に住宅を建設しました。その際に雨水排水について隣接農地を經由して ■■■ 側水路へ放流するよう計画し、排水路を設置しました。その後、昭和 ■■■ 年に排水路部分の農地を分筆し隣接農地所有者と売買しましたが、農地転用許可を得ないまま現在にいたります。

本来は施設を設置する際に転用許可申請をするべきところ、現状どおりには是正するため申請するものです。すでに埋設排水管が設置されており、■■■ 側水路へ放流されているため周辺農地への影響は軽微と思えること。担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が 40% を超えることから、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断致します。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議 長)

整理番号 2 番について、■■■ 側に道路があるのに、なぜ ■■■ 側に進入路を設けるのか

事務局)

配置図を見ていただくと、■■■ 側道路は建築基準法での法定外道路になっています。■■■ 側道路は建築基準法第 42 条第 1 項道路になっているため、接道要件を満たす ■■■ 側道路に進入路を設けます。

議 長)

他に質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会へ届出並びに通知が提出されておりますが、会議時間短縮のため、報告を省略しますので、各自、該当のページをご一読ください。

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

他に質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了（午後2時55分）

協議事項

ありません。

報告事項

ありません。

連絡事項

ありません。

終 了（午後2時55分）

上記のとおり決する。

農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人